

## 日本の大学教員 — 諸々のデータが問いかけるその実像 —

村澤 昌 崇

広島大学高等教育研究開発センター  
副センター長・准教授

[キーワード] 大学教員、学問の自由と大学の自治、大衆化、専門職、エビデンス

### はじめに

本稿では、「大学教員とは何者なのか」という特集テーマについて、これまで筆者が関わってきたいくつかのデータに語らせつつ、筆者の見解についても述べてみたい<sup>(1)</sup>。

本巻の特集は、令和4年度の大学設置基準等の一部を“変更”する省令による基幹教員制度の制定を直接の契機として組まれたらしいが、これに先立って、大学教員やその集合体である大学の本質を問い糾されるような事象が相次いでいる。記憶に新しいものと言えば、いわゆる学術会議会員の任命拒否問題（2020年9月に2020年（令和2年）9月に、内閣総理大臣が日本学術会議の推薦する会員候補のうちの一部の任命を拒否した件）であることは衆目一致するところであろう。また直近では、「戦後史上第4の衝撃」（石原 2023）とも言われる10兆円にも及ぶ“大学ファンド”の創設およびそのファンドを原資とした国際卓越研究大学の選定と支援という制度が2022年に成立した。これは直接的には世界トップ研究大学の実現のための機関支援策ではあるが、認定機関にはファンドからの支援を含めた総支出額の3%程度の事業成長が毎年度求められるので、敢えて言えば目的と手段の逆転現象すなわち研究生産性向上のための財政支援ではなく、“稼ぐために研究する”という倒置が生じる可能性も否定できない。それゆえ、認定機関の研究主体である大学教員

の身分・位置づけ、研究教育等の活動の範囲や行動様式等にまで影響を与える可能性がある。また、忘れてはならないのは、2015年4月の学校教育法の改正に伴う教授会の法的位置づけの大幅変更である。これにより、各大学においても法改正に連動・便乗した規程・制度等の変更が進み、実質的に教員の機能・役割にも大きな変容がもたらされた可能性は否定できない。

このようにここ数年の改革は、火急に大学教員の再定義を迫るものである。しかしながら、大学教員の在り方の変容の契機は、なにも今突然降って湧いたものではない。周知の通り、1990年代から続くいわゆる“失われた30年”において、大学は緊縮財政の下で“選択と集中”を始めとした各種改革に晒され続けており、この間大学教員もかつて無いほどの新しい仕事や役割を担わされてきた。具体的には、マクロなレベルでは大学評価の導入、国立大学の法人化に伴う大学経営機能の強化を始めとした「企業の大学」化（Clark 1998）、ミクロなレベルでは、授業評価、シラバス、FD、任期制、テニュアトラック制、年俸制、そして研究活動における英語論文の比重の拡大等、枚挙の暇が無く、こうした改革の連続に、大学教員はいささか麻痺してきており、改革に“飼い慣らされている”感も拭えない。

ここに至って、さすがに学術会議問題や基幹教員制度の導入、大学ファンド問題は、大学教員の再定義を火急に迫られうるものでもあるので、学界にもわかんに反応し、政策に対する批判的な議論が相次いでいる（芦名ほか 2021, 池内ほか 2021, 人文社会系学協会連合連絡会 2021, 羽田他 2022a, 2022b, 駒込 2021, 佐藤・上

野・内田(編)2021, 寄川ほか2021等)<sup>(2)</sup>。これらのほとんどは、一方で政府の一連の大学改革や大学内部への介入を厳しく批判しつつ、他方で憲法や法解釈の検討あるいは海外の事例の参照といった正統的且つ伝統的な方法により、学問の自由や大学の自治および大学教員の身分の保障の正当化に努めている。

たしかに、これら批判的な議論が異口同音に主張しているとおり、学問の自由や大学の自治および大学教員の身分保障は、理念的にも法的にも保障される必要のある権利であることには異論を待たないし、それらを本稿で検討することは、筆者の専門の範囲を超えてしまう。そこで本稿では少し視点を変えて、大学教員の実情をデータによって描き出すことにより、やや自省的な視点から「大学教員とは何か」という問いを論じてみたい。

## I. これまでの高等教育研究における大学教員研究

### 1. 大学教授職研究：概観

そもそも大学教員に関する研究は、専門職論、学閥、移動、キャリア、学問生産性、研究評価、労働環境、報償体型、科学のライフサイクル、科学者集団の開放化・多様化など幅広く(阿曾沼2010)、高等教育論、科学論、科学技術社会論、科学史等の研究者によって手がけられてきた。その中で、新堀通也を先駆とし後継者により今日まで継続展開している研究が「大学教授職」研究である。ここでは筆者も若干関わった所謂「大学教授職」の研究について、以下では湯川・坂無・村澤(2018)を参考にレビューしておこう。

「大学教授職」—英語ではAcademic Profession研究—は、日本の高等教育研究の国際展開力を牽引してきた研究であり、「世界初」(有本・江原ら1996)の大学教員に関する国際調査を1990年代初頭から日英独の3カ国で実施したことから始まり、今日では30カ国を超える参加国のある大規模プロジェクトにまで成長している。本調査研究は、元々は教育社会学を研究の場とし、大学教員の教育・研究・管理運営・社会貢献そしてキャリアなど基本的な活動や実態の把握を中心とした全方位的な実態調査であり、定点観測を繰り返した結果開

始から30年を超える類を見ない調査となっている。

## 2. 大学教授職研究の課題

### 1) 喫緊の課題への即応性・根源的課題の欠如

ただし、基本事項の定点観測が主となることから、大学教員に関する新しい課題や変容に即応的な調査項目が盛り込まれ難い側面があった。実際、社会的には常に高い関心を払われてきたジェンダーや男女共同参画の視点、最近俄に問題化される学問の自由や大学の自治、研究開始当初は主題であった専門職論<sup>(3)</sup>等の大学教員のあり方を本質的に問う視点が不在となってしまった。関連して、研究枠組みの慣習化、国際「比較」における緻密さの欠如、定点観測自体の目的化等の指摘も寄せられている。

### 2) 方法論的脆弱性

また、本研究の成果の中で、度々引用され政策でも参照されている<sup>(4)</sup>ものの一つに「日本の研究者の研究指向性の高さ」があるが、この分析結果が真に日本の状況を反映しているのかは実は不確かである。これについては当該大学教授職調査の低回収率故に、回収された回答のバイアスの有無、回収された回答が母集団をどの程度反映しているのか等の分析が必要だが、このような課題を含め30年間の定点観測という貴重なデータであるにもかかわらず、データの整備や分析手法における高度化の面での課題がある<sup>(5)</sup>。

### 3) 定点観測は「時代」の変化を反映しうるのか？

その分析方法上の根源的課題の一つは、定点観測を「時代の変化を捉える」ものとして暗黙のうちに仮定する点にある。大学教授職研究に限らず定点観測の調査は、得てして複数時点間比較を行って差異が認められた場合、その差異を「時代の変化」と見做してしまうことが多い。しかし時間変化には3つの効果(時代効果、コーホート効果、年齢効果)が混在しており、これら3つの効果を丁寧に切り分ける必要がある。実際、中尾ら(2022)は大学教授職のデータを複数年用いてAPC分析を行い、研究・教育の志向性が年齢効果であることを推定した。このことから、30年のデータの変

動が、時代・コーホート・年齢のいずれの効果なのかを再考する余地がある。

## II. 大学教員の実際—大学教員も大衆化する—

こうしてみると、これまでの大学教授職研究からは、残念ながら冒頭での課題に対して適切な知見が引き出しづらいと言わざるをえない。そこで以下からは、極めて基礎的なエビデンスながら、別のデータにより大学教員の現実をあぶり出してみよう。

戦後の日本の大学の量的拡大が論じられる際には、もっぱら学生の規模(進学率)が念頭に置かれ、その行き着く先として「大衆化」「学力低下」「多様化」「非伝統的学生の参入」等が論じられることが多い。大学教員を対象としたFDや教学マネジメント・ガバナンス等の改革に際しても、他国に比して日本の大学教員の研究志向性の高さとトレードオフの関係になる教育志向性の低さや、大衆化し学力や興味関心の多様化した学生への対応策として論じられることが多く、大学教員の大衆化や質の問題が俎上に上がることはない。

しかし、教員規模とは無関係に学生規模が増加することはあり得ないので、当然大学の大量化は教員の大衆化をも招きうる(有本 2008)が、意外にも「大学教員の大衆化」が論じられることはまれである。しかしながら、「大学構成員の多様化を『学生の問題』に限定する傾向は、教員集団があたかも伝統的集団として不変的な規範・慣習を共有しているかのような固定的思考を導く危険性がある」(湯川・坂無・村澤 2018: 86項)。

実際、図1に見るように、数値上は、学生の大衆化

と同様に、教員の大衆化と言ひ得る現象は生じていることがわかる。教員数については、教職員の増員を必ずしも伴わなくても良い学生定員増を認める方針(いわゆる臨時的定員の措置)があったため、必ずしも学生の大衆化と完全相関しているわけではない。しかし、たとえそうだとした場合、この図を見る限りにおいて教員数は新制大学発足当初から国公立で10倍程度、私立にいたっては20倍を超える拡大となっている。

このような大学教員の量的大衆化は、政府による各種大学関連改革(大学院急増、ポスドク増加、競争的資金増加等)、そして非伝統的な大学教員や研究者の増加が同時に進行していたのだが、問題なのは、この教員の量的拡大と同時並行する形で、研究不正が顕在化し社会問題として大きく取り上げられ、「研究者」としての作法・行動様式を会得しないままに研究活動に参加する者の増加(松澤 2013a, 2013b)が指摘された点である。

これら一連の事象の因果関係は実証されているわけではないが、大学教員の大衆化や質が同時多発的に問われていることは疑いない。これは言い換えれば、学問の自由や大学の自治の権利が、外的要因だけでなく大学教員自らに起因する内的要因によって脅かされているのである。

そもそも学問の自由は無条件に与えられるものではなく、学者・研究者のエリート性や専門職性、学問的良心と理性(法学協会 1954, 455頁, 大浜 2016, 1053-1054頁)が実質的な条件となっていることに、我々は

図1 大学教員数の推移

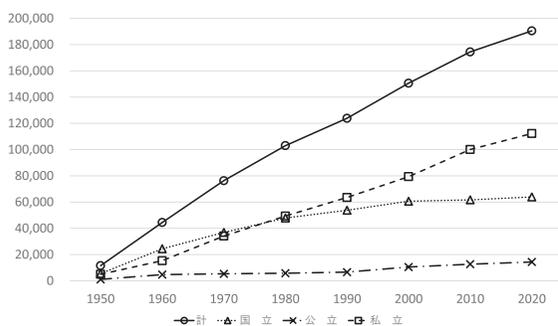
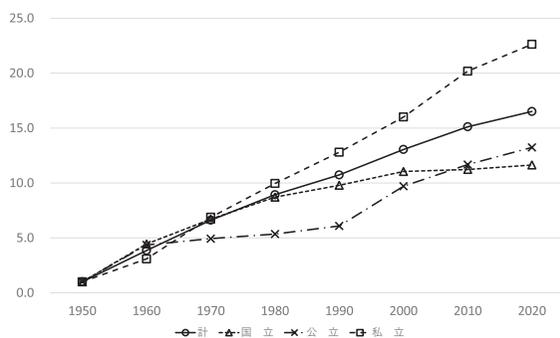


図2 大学教員数の推移：1950年を1とした場合の倍率



留意する必要がある。つまり現在の状況は、大学教員のエリート性や専門職性そして良心・理性という前提条件が、大学教員の量的大衆化と研究不正の社会問題化により揺らいでいるのである。これがまだ日本の高等教育の規模がエリート段階(=規模が小さい)でニッチな存在であり続けていたならば、そもそも市民も大して大学に関心の目を向けなかったのだが、量的拡大と大衆化により、大学が市民の目に触れる機会が増加し、大学への社会的関心が高まった結果、大学関連事項が社会問題として構築されやすくなってしまった。加えて、ネットやSNS等の普及が後押しする形で、こと学術会議問題については「学者と学問に対するルサンチマン」(佐藤 2021)がポピュリズムとして形成され、大学教員がやり玉に挙がっているのが現況であろう。

こうして概観してみると、学問の自由や大学の自治に関する最近の議論や、近年の大学改革や政策に関する批判は、憲法や法を持ち出すことにより自らを正当化することに汲々としているように見えるし、自らの質の問題や研究不正等で揺らぐ科学者としての社会的責任問題を内省する視点に欠ける、と見えなくも無い。

### Ⅲ. 大学教員は専門職か

前節では、学問の自由や大学自治を行使しうる条件として、大学教員のエリート性や専門職性について触れたので、ここでは大学教員の専門職性について若干整理しておこう。

大学教員の専門職性については議論の余地はあるものの、I節でも触れたように日本では一部を除き十分には議論されてはいない。大学教員を専門職と見なそうとする場合に依拠する専門職性の要件は、一般的に以下の諸要素だとされる。すなわち、①扱う知識や技術の専門性の高さ、②高度且つ長期に渡る人材養成体系の必要性、③専門職団体の存在、そして④自主規制(倫理性)と自律性、である。しかし実際には専門職の定義は多様であり(橋本 2008, 2009, 2013, 岡崎 2017)、上述の要件は世界的に確立した普遍的な定義ではなく、むしろアングロサクソンモデルだとされる。このアングロサクソンモデルによる専門職の定義は、市場での活動を主とした民間セクターを前提としたもので

あるという。他方、欧州には異なる専門職の定義が存在し(大陸モデルとされる)、この場合は公共セクターを前提として、その主たる目的は専門職化した官僚による国家の統治や統制にあり、専門職団体は国家との共謀によりその地位を確保することを通じて自律性を確保していったのである。

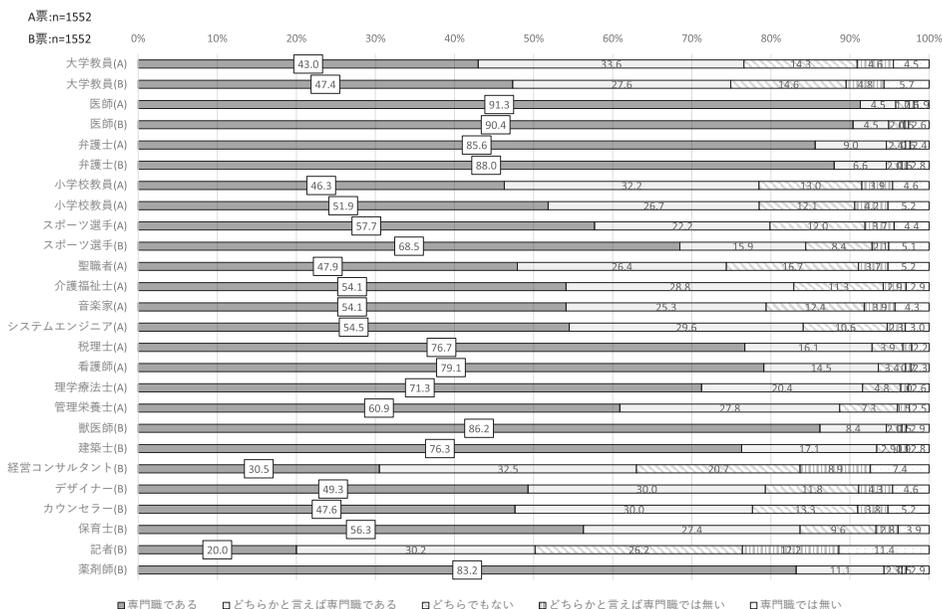
やや粗いが以上の整理を元に誤解を恐れず解釈すれば、日本の大学の成立過程(政府主導による旧帝大を始めとした官立大学の成立)も踏まえれば、日本における“専門職としての大学教員”は、むしろ後者の大陸モデルとの親和性が高いと言えなくもない。実際、大学教員以外の他の専門職についても、国の資格制度の中に位置付いていることが多い点も、この解釈の妥当性を強化しうる<sup>(6)</sup>。

ここで、関連しそうな興味深い調査を紹介したい。我々研究グループ<sup>(7)</sup>は2021年3月、Web調査により『職業に抱くイメージに関する意識調査』を実施し、大学教員を含む専門職と見なされる職業に関する一般の人々のイメージ調査を行っている<sup>(8)</sup>。

集計を見ると(図3)、当該職を“専門職”と見做す人の割合は、弁護士や医師・獣医師・薬剤師が非常に高く、次いで看護師、税理士、建築士、理学療法士、スポーツ選手、管理栄養士と続いている。これら職業に比して、大学教員を“専門職”と見なす人の割合は低く、他の教育職である小学校教員、保育士よりも低いことがわかる。なお、「社会階層と社会移動に関する全国調査」(通称SSM調査<sup>(9)</sup>)における職業威信スコア(所得・学歴・社会的影響力・知識・技術に関する人の格付け評価の総合)では、大学教員は弁護士や医師等に匹敵する高いスコア(いわゆる偏差値換算で70越え)を誇ることから、大学教員は、「社会的地位は高いが専門職とは必ずしも言えない」と見なされているようだ。

このような“専門職”と見なす際の判断材料については、さらなる分析を必要とするが、本分析結果を概観する限り、国家資格、高度な知識技術あるいは一芸への特化、職務内容、威信などの複数要素が絡んでいると想像される。大学教員の場合は国家資格を欠いている点が専門職要件のマイナス要素となったのかもしれない。

図3 専門職に関するイメージ



#### IV. “科学的根拠”を巡ってゆらぐ大学教員、そして反科学との対峙

最後に触れておきたいのが、今日ではエビデンスや科学的根拠を巡る議論が錯綜し、その帰結として大学教員の存在意義も揺らぎかねないという問題である。

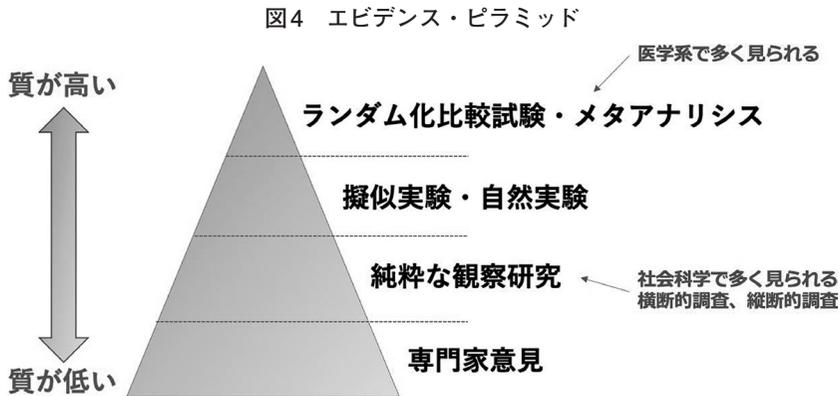
近年EBM (Evidence-Based Medicine：根拠に基づいた医療)、EBPM (Evidence-Based Policy Making：根拠に基づいた政策形成)、Evidence-Based Education (Evidence-Based Education：根拠に基づいた教育)等、エビデンスに基づいた各種実践(総称してEBPs：Evidence-Based Practices)の推進が浸透しつつある。その特徴は図4に見られるように、エビデンスの確からしさの程度により格付けを行う点、専門家の意見が証拠の序列において下位に位置づけられている点、そして専門家と科学的根拠が切り離されている点にある。つまり、この序列構造では、科学的根拠は厳密な方法論によってのみ高い妥当性・信頼性を持ち、科学的方法(その至上はRCT：Randomized Controlled Trial＝ランダム化比較実験)さえ踏まえれば、大学教員や研究者でなくても、科学的根拠を見いだせるかの

ような装いを呈している点である。こうしたEBPsの推進は、ともすると専門家としての大学教員の地位失墜や大学教員内での露骨な序列構造を作りかねず、そうした動きに警笛も鳴らされている(加納・林 2019, 杉田・熊井他 2019など)。

他方、米国で見られるように、Post-Truth (ポスト真実)、科学の危機、「科学に対する戦争」(War on Science)、科学と政治の対立(実際は共和党と科学の戦争：Republican War on Science)において、(古典的な)科学の根拠(科学的証拠の再現性、検証可能性の担保など)が、むしろ科学の首を絞めることになりかねず、“科学を装う”反科学の立場を取る人々による、科学に対する反論の根拠ともなってしまう事態も生じている(小林 2018a, 2018b)。

#### おわりに

以上のように、少なくとも高等教育論においては、政策が投げかける大学教員の諸問題に適切に応える実証研究が蓄積されておらず、データの収集と分析は喫緊の課題である。しかしながら、そのような分析の前に意識すべきは、これまでの日本の大学＝大衆化論



出典：加納・林 (2019)

において大学教員も大衆化しうる点を議論の俎上に挙げてこなかったことではなかろうか。長年大学大衆化を学生の責として負わせ続け、自省を欠いてきた高等教育研究者や実践現場の大学人の責任は、少なくともいえよう。この点において、政策介入に対して学問の自由と大学の自治のみを盾とした反論は、砂上の楼閣ともなりかねないし、国民の投げかける視線や評価に対して見下すかのように「ポピュリズム」と一蹴することも早計である。隷属する必要は無いとはいえ、国民国家の枠組みの中で大学が成立している以上民意は無視できないし、また近年のICTやDXの急速な浸透・波及により、政治家・官僚そして一国民でさえも容易に“根拠”を積み上げて論陣を張ることも可能なのである。そして奇しくもつい最近のChat GPTの登場は、専門職を始めとしたホワイトカラー職の危機を煽ることもなった。それらの真偽や信頼性・妥当性の程はさておき、大学教員の存在意義が揺さぶられていることについて、内省的アプローチにより問い直す時期に来ているのではないだろうか。

【注】

(1) 本稿は、2023年3月4日に行われた大学評価学会第20回大会における大会シンポジウム「大学の自律と『大学人像』」における報告「大学自治の現実—データから検証する」(村澤昌崇)をもとに、大幅に加筆・修正したものである。

- (2) その他、以下のような雑誌において特集も組まれている：『法律時報』1173号特集「公法学から検証する日本学術会議問題—日本公法学会第85回総会・特別セッションの報告—」、『法学セミナー』797号特集「統治機構における学問の自由」、『現代思想』2022年10月号小特集「大学は誰のものか」、『季刊教育法』2022年No.214特集「どうなる、日本の大学」
- (3) 英語表記ではAcademic Professionを、日本語で「専門職としての大学教員」あるいは「学術専門職」と訳さず、「大学教授職」と訳してしまったことが、「専門職論」という重要な観点の喪失に繋がってしまったのかもしれない。
- (4) 「教育と研究を両輪とする高等教育の在り方について～教育研究機能の高度化を支える教職員と組織マネジメント～」(審議まとめ)(令和3年2月9日 大学分科会)：[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1411360\\_00002.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1411360_00002.html)
- (5) 分析手法の高度化の試みの一つは、中尾・村澤(2018)を参照のこと。
- (6) 本稿において学問の自由および大学の自治を論じる際に、教育社会学において専門職論を研究領域とされている丸山和昭准教授(名古屋大学：<https://www2.educa.nagoya-u.ac.jp/staff/kazuaki-maruyama/>)から、以下のような貴重な

コメントを頂戴した。以下参考までに掲載しておこう：

「大学の自治、学問の自由論と、専門職の自律性の問題は、一緒くたに語られることもありますが、重なるところと重ならないところを、丁寧に腑分けする必要があるなど、改めて考えたところです。日教組や教師論の議論を見ていると、左派の受容した専門職論と、米国や欧州の（近代）プロフェッショナルリズムとの間には、専門職の自律性を無条件の権利と捉えるか、自己規制や卓越性の対価と捉えるか、といったところでの違いがあるなど認識するところです。

後者の場合には、“卓越性の水準を満たさないメンバーを切り捨てる”といったことを、選択肢として持たないといけませんが、日教組などの労働組合の論理としては、どうしても、この選択肢を持ちにくいところがあったのだと理解しております。（労働組合と専門職団体の性質は重なるところも大きいのですが、能力主義による自己規制の是非は、どうしても立場がわかれますね）

ただ、米国の学問の自由については、大学教授職団体としてのAAUPを介して、専門職の自律性との重なりが大きいと認識していますが、AAUPが、医師や法曹の団体のような能力主義に基づく自己規制の思想を持っていたのかどうか、というところは要検討かなとも思います。」

※以上は2023年3月30日の丸山准教授からのメール内容を一部修正したものである。

(7) 詳しくは広島大学高等教育研究開発センター公開研究会2021年度第2、8、11回を参照のこと。  
[https://rihe.hiroshima-u.ac.jp/research\\_activities/public\\_workshop/2021-2/](https://rihe.hiroshima-u.ac.jp/research_activities/public_workshop/2021-2/)

(8) 本調査では実験的な試みを行っている。調査票をA票、B票の2つに分けて実施し、質問項目の構成を、①A・B共通項目（属性が主）、②A・Bで異なる項目（各調査票のみ尋ねている項目）とした上で、回答者合計3000名はAかBのどちらか一方を回答する方式を採用した。つまりA票B票ともにおよそ1500名が回答しており重複してい

ない。このような方式の利点は、一定のサンプルサイズ（3,000名前後）を得つつ、冗長な調査（本来であればABで異なる項目についてもすべて同一回答者に回答してほしいが、それを強いると回答時間が長くなってしまふ）に起因する虚偽回答や怠慢回答を回避することにある。回収されたA・B両票は、結合することにより各票で尋ねていない項目を「欠損」と見做して欠損値補完を行うことを通じて擬似的な完全データを構成した上で分析を行うのである。ただし今回の集計は基礎的集計のため欠損補完は行ってはいない。調査手順の詳細は中尾・樊（2021）を参照のこと。

(9) <https://www.lu-tokyo.ac.jp/2015SSM-PJ/>

## 【参考文献】

有本章・江原武一（1996）、『大学教授職の国際比較』玉川大学出版部。

有本章編（2008）、『変貌する日本の大学教授職』玉川大学出版部。

有本章編（2011）、『変貌する世界の大学教授職』玉川大学出版部。

芦名定道、宇野重規、岡田正則、小沢隆一、加藤陽子、松宮孝明（2021）、『学問と政治 学術会議任命拒否問題とは何か』岩波書店。

『現代思想』2022年10月号。

橋本鉦市（2008）、『専門職養成の政策過程—戦後日本の医師数をめぐって』学術出版。

橋本鉦市（2009）、『専門職養成の日本的構造』玉川大学出版部。

橋本鉦市（2013）、「日本の専門職の構造について」（日本図書館情報学会シンポジウム「日本の専門職からみた図書館専門職養成の検討」2013年3月16日@東京大学、<https://x.gd/hlvjw>：2023年1月29日最終アクセス確認）

羽田貴史、松田浩、宮田由起夫（編著）（2022a）、『学問の自由の国際比較 歴史・制度・課題』岩波書店。

羽田貴史、広渡清吾、水島朝穂、宮田由起夫、粟島智明（2022b）、『危機の中の学問の自由 世界の動向と日本の課題』（岩波ブックレットNo.1068）岩波書店。

- 法学協会 (1954)、『注解日本国憲法(上)』有斐閣。
- 法学セミナー編集部 (2021)、『法学セミナー』797号。『法律時報』2022年1173号。
- 池内了、隠岐さや香、木本忠昭、小沼通二、広渡清吾 (2021)、『日本学術会議の使命』(岩波ブックレット No.1051) 岩波書店。
- 石原俊 (2023)、「大学ファンドと国際卓越研究大学がもたらすもの」『中央公論』2023年2月号、62-69頁。
- 人文社会科学協会連合連絡会 (2021)、『私たちは学術会議の任命拒否問題に抗議する』論創社。
- 海後宗臣・寺崎昌男 (1969)、『大学教育』(戦後日本の教育改革)、東京大学出版会。
- 加納寛之・林岳彦 (2019)、「環境分野へのEBPMの導入に向けての概念整理—“EBPM”概念の耐えられない狭さ」第144回関西公共政策研究会 (@京都大学 2019/5/11 (土)) 報告資料。
- 加納寛之、林岳彦、岸本充生 (2020)、「EBPMからEIPMへ」『環境経済・政策研究』13 (1)、77-81頁。『季刊教育法』2022年No.214。
- 小林信一 (2018a)、「War on Science：反科学は科学の装いでやってくる ([連載]科学技術・イノベーション政策のために 第10回)」『科学』0941-0948頁。
- 小林信一 (2018b)、「ポスト真実 (Post-Truth) 時代の科学と政治—科学の危機、証拠に基づく政策立案、日本の動向」『科学・技術・計画』Vok.33, No.1, 39-62頁。
- 駒込武 (2021)、『「私物化」される国立大学』(岩波ブックレット No.1052)、岩波書店。
- 松村一志 (2021)、『エビデンスの社会学：証言の消滅と真理の現在』青土社。
- 松澤孝明 (2013a)、「わが国における研究不正 公開情報に基づくマクロ分析 (1)」『情報管理』vol.56, no.3, 156-165頁。
- 松澤孝明 (2013b)、「わが国における研究不正 公開情報に基づくマクロ分析 (2)」『情報管理』vol.56, no.4, 222-235頁。
- 村澤昌崇編 (2010)、『リーディングス日本の高等教育 6 大学と国家—制度と政策—』玉川大学出版会。
- 村澤昌崇 (2017)、「大学におけるリーダーシップと環境・戦略・組織特性そして成果—全国学部長アンケート調査に依拠して」広島大学高等教育研究開発センター編『高等教育研究叢書』138、43-63頁。
- 村澤昌崇・中尾走・松宮慎治 (2019)、「大学の研究生産性とガバナンス」『名古屋高等教育研究』19、153-169頁。
- 村澤昌崇 (2021)、「『職業に抱くイメージに関する意識調査』の特性—SSMデータとの比較」(広島大学高等教育研究開発センター公開研究会、2021年5月17日、<https://onl.la/TTGnUs2>：2023年1月29日最終アクセス確認)
- 中尾走 (2021)、「EBPMの動向と課題：今後の高等教育研究の蓄積のために」『大学論集』第53号、37-52頁。
- 中尾走・樊怡舟 (2021)、「『職業に抱くイメージに関する意識調査』(Web調査)のデザインと特徴」(広島大学高等教育研究開発センター公開研究会、2021年5月17日、<https://onl.la/Mej1Pi8>：2023年1月29日最終アクセス確認)
- 中尾走・樊怡舟・宮田弘一・村澤昌崇・松宮慎治 (2022)、「大学教員の意識に関する Age-Period-Cohort 分析」『大学論集』54、153-168頁。
- 岡崎佑大 (2017)、「専門職の社会学—国際的な多様性と研究の傾向」『日本労働研究雑誌』No.678, 84-85頁。
- 大浜啓吉 (2016)、「学問の自由とは何か」『科学』Vol.86, No.10, 1049-1055頁。
- ポーター、T.M.、藤垣裕子 (訳) (2013)、『数値と客観性 科学と社会における信頼の獲得』みすず書房。
- 佐藤学、上野千鶴子、内田樹 (編) (2021)、『学問の自由が危ない 日本学術会議問題の深層』晶文社。
- 杉田浩崇、熊井将太 (編) (2019)、『「エビデンスに基づく教育」の闕を探る—教育学における規範と事実をめぐって』春風社。
- 寄川条路、細井克彦、鈴木真澄、清野 淳、平山朝治 (編著) (2022)、『学問の自由と自由の危機：日本学術会議問題と大学問題』日本評論社。
- 湯川やよい・坂無淳・村澤昌崇 (2019)、「大学教授職研究は何をなすうるか：成果と展望」『教育社会学研究』104巻、81-104頁。

---

# Japan's University Faculty Members : The Reality as Seen in Various Data

---

※ Masataka MURASAWA

**[Key Words]**

University faculty, academic freedom and university autonomy, popularization, professionalism, evidence

**[Abstract]**

In this paper, we reexamine the question, "What is a university academics?" based on some data, triggered by the change in the institutional status of university faculties due to the revision of the Japanese university law.

As a result, it was pointed out that research knowledge that appropriately responds to "academic freedom" and "university autonomy," which are the essence of university faculty members, has been insufficient in previous studies of the "Academic Profession".

Examination of other data then revealed that from the postwar period to the present day, the quantitative size of university faculty in Japan has expanded and become more massified, and a decline in quality is suspected.

However, recent arguments justifying the status quo of university faculty members and claiming that strong government intervention is unjustified have not been accompanied by any self-reflective arguments based on the massification of university faculty members and the high incidence of research misconduct. With the public's perception of university faculty members as "unprofessional," it is worth reconsidering whether university faculty members can still enjoy academic freedom and university autonomy as an unconditional given.

---

※ Research Institute for Higher Education, Hiroshima University, Associate Professor/Deputy Director,  
Research Institute for Higher Education